

入札説明書

- 1 入札件名 府中町ネットワーク調達支援業務
- 2 開札日時 令和7年9月22日(月曜日)午前9時
- 3 開札場所 府中町役場3階 第3会議室
- 4 入札期間 **公告の日から令和7年9月19日(金曜日)午後5時まで**
- 5 入札の方法 (1) 総価で入札に付する。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載すること。
- 6 入札書に記載する金額 (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札書の右上の日付は、入札書を作成した日付(入札期間内)とすること。
- 7 入札書の提出方法 (1) 入札期間に、**持参または郵送**にて情報管理課に提出すること。
(2) 入札書は封筒に入れ、封かんすること。封筒の表面に入札件名、開札日時、商号または名称を記載すること。(封筒の記載方法は別紙のとおり)
(3) 入札書の提出後は、書き換え、引き換え、撤回をすることはできない。
- 8 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
(1) 令和7年度において、有効な本町の入札参加資格を有していること。
(2) 国、広島県又は県内市町のいずれからも指名停止措置を受けていないこと。
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号および第2項各号のいずれにも該当しないこと。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者であること。
- 9 参加表明 入札に参加しようとする者は、入札参加表明書兼入札参加資格確認申請書を入札期間内に提出すること。
- 10 質疑応答 (1) 仕様書に関する質疑事項は情報管理課へ電子メールで行うこと。
提出期限 令和7年9月10日(水曜日)午後5時(必着)
回答 令和7年9月12日(金曜日)までに随時回答する。
(2) 入札手続きに関する事項は、情報管理課へ電話で問い合わせること。

- 11 入札の辞退 (1) 入札書提出後の入札辞退はできない。
(2) 参加表明書提出後、入札書提出前までの入札辞退については、任意の形式で電子メール本文に入札辞退の旨を記載し、情報管理課へ送信すること。
提出期限 令和 7 年 9 月 19 日 (金曜日) 午後 5 時 (必着)
- 12 入札保証金 府中町財務規則 (昭和 40 年規則第 8 号) 第 69 条による。
- 13 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上
ただし、府中町財務規則 (昭和 40 年規則第 8 号) 第 59 条第 1 項各号の規定に該当する場合は免除できる。
- 14 再度入札 再度入札は 1 回までとし、必要になった場合に別途電子メールで案内する。
- 15 無効入札 次の場合は、再度入札に参加できない。
①入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき
②同一事項の入札について、二以上の入札をしたとき
③同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をして入札したとき
④明らかに連合によると認められる入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
⑤記名を欠く入札
⑥押印を省略する場合においては、本件責任者及び担当者の部署 (役職名)、氏名、連絡先の記載のない入札
⑦金額を訂正した入札
⑧二以上の金額を表示した入札
⑨誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑩記載金額の桁数を間違える明らかな錯誤があったとき
⑪その他入札に関する条件に違反した入札
- 16 落札人の決定 (1) 予定価格以内であって最低価格の入札をした者について落札候補者として審査を行い、有資格者と認められる場合に落札決定を行う。
(2) 落札候補者に対する審査の結果、有資格者と認められない場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として入札参加資格の審査を行う。
(3) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。立会のないものは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(4) 最低価格の入札が予定価格の 2 分の 1 を下回る場合には落札候補者の決定を保留し、積算内容について調査を行い、問題無いと認められる場合に決定を行う。
- 17 結果の公表 開札後、全入札参加者に電子メールで落札候補者及び入札額を通知する。
- 18 支払条件 契約金額の支払いは、業務完了後 10 日以内に検査を行い、検査合格後に甲が請求書を受理してから 30 日以内に乙に支払うものとする。

- 19 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 20 契約締結 落札者は、落札決定後速やかに契約事務に関する協議を進め、5 日以内に契約を締結すること。
- 21 その他 (1) 落札者は、契約保証金の免除の規定を使う場合については、落札決定後、速やかに申し出ること。
(2) 開札日に立会をする者は、開札日前日までに情報管理課へ連絡すること。なお、当日代理人が立会する際には委任状を提出すること。
(3) 郵送にて入札書を提出する場合は、郵送後に情報管理課へその旨連絡すること。
- 22 提出先等 府中町総務企画部情報管理課
電子メール joho@town.fuchu.hiroshima.jp
電話 082-286-3156
住所 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

【参考 府中町財務規則 (抜粋)】

(契約保証金)

第 59 条 契約担当職員は、町と契約を結ぶ者に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 法令により延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。
- (5) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (6) 契約の相手方が、当該契約を締結する日の属する年度及び前 2 年度の間当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を町又は国（公社・公団を含む。）若しくは他の地方自治体と 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。
- (7) 指名競争契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が 300 万円以下であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 権利金、敷金等を納付し、又は前金で支払をしなければ契約を締結しがたい物件の借入れ又は買入れの契約を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 損失補償契約、ガス、電気、水等の供給を受ける契約及び公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結する場合において、契約保証金を納付させることが不適當であると認められるとき。
- (10) その他町長が別に指定する法人と契約を締結する場合で、特に必要と認めた契約を締結するとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行の保証
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、町長が確実と認めるもの

(入札保証金)

第 69 条 契約担当職員は、一般競争入札に参加しようとする者に見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 一般競争入札に参加しようとする者が、当該入札の日の属する年度及び前2年度の間当該入札に係る契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を町又は国（公社・公団を含む。）若しくは他の地方自治体と2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 第59条第2項（第4号を除く。）及び第60条（第4号を除く。）の規定は、前項の規定による入札保証金の納付について準用する。